

福島第一原子力発電所現地確認報告書

- 1 確認日
令和6年9月2日（月）
- 2 確認箇所
新旧気象観測設備エリア（図1）
- 3 確認項目
新旧の気象観測設備の運用状況等の確認
- 4 確認結果の概要

東京電力では、構内敷地の有効利用の観点から気象観測設備を周辺監視区域^{※1}内から周辺監視区域外に移設する計画を進め設備移設に伴う地上風・排気筒風^{※2}について昨年から1年間（令和5年6月～令和6年5月）にわたり新旧の気象観測設備による並行観測を実施してきた。今般、これら並行観測の結果から移設にあたり支障がないとの判断に至り、本年10月から新設した気象観測設備での観測を開始することになった。

このため、新旧それぞれの気象観測設備の運用状況等を確認するとともに廃炉作業の中止基準として風速や雨量等の基準があることを踏まえ、新旧の気象観測設備が適切に運用されているか確認を行った。（写真1、2）

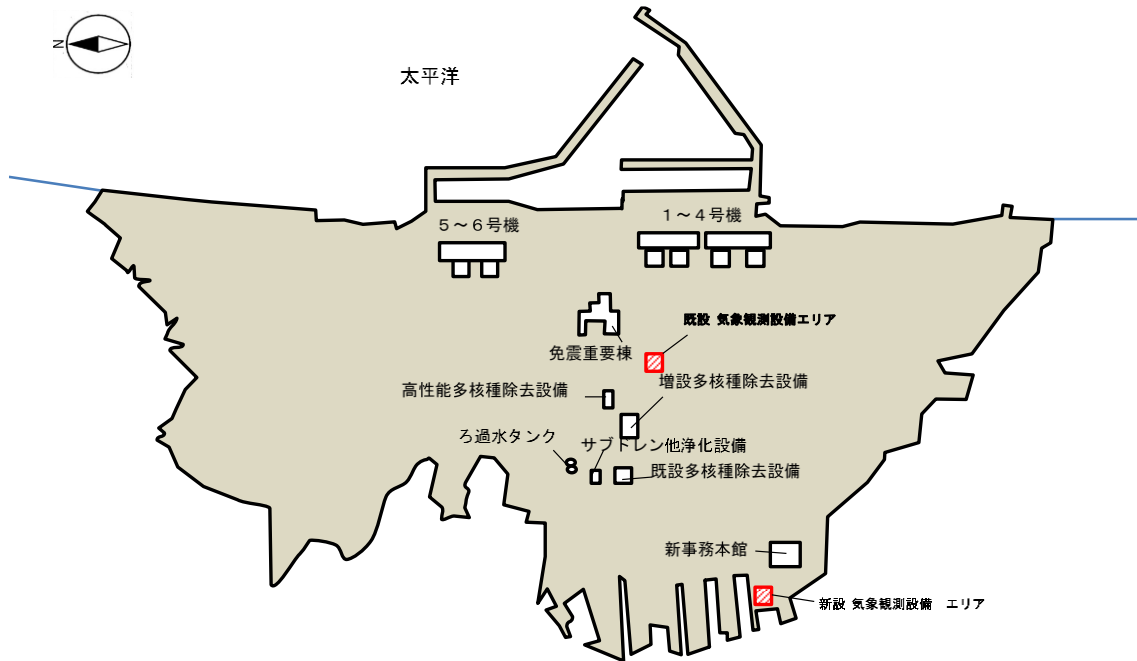
その結果、新旧の気象観測設備とも適正に管理運用が行われていること、また、移設に伴う並行観測結果の観測値は概ね一致しており、欠測率の低減化も認められ、移設地点における安定観測の見通しも得られていることを確認した。

※1 周辺監視区域

原子力施設の周囲を柵等により区画して立入を制限し、その外側にいる人が受ける放射線量が法令で規制している値を超えることがないようにした場所。原子力事業者は、周辺監視区域内での人の居住の禁止、立入りの制限などの措置を講じなければならないとされている。

※2 排気筒風

発電用原子炉施設の安全評価にあたって、当該原子炉施設の平常運転時および想定事故（重大事故および仮想事故）時における被ばく線量評価に際し、大気中における放射性物質の拡散状態を推定するために必要な気象観測方法や観測値の統計処理方法および大気拡散の解析方法が定められており、必要とされる要素の一つ。現行の福島第一原子力発電所における気象観測設備では、測定高さ95mとなっているが、新設備では、これを地上高さ91mに変更する。



(図1) 福島第一原子力発電所構内概略図



(写真1-1)

既設気象観測設備の現在状況①
(免震重要棟駐車場：北西側から南側の露場：気象観測場所を撮影)



(写真1-2)

既設気象観測設備の現在状況②
(露場の南西端付近：3台のドップラーソーダにより排気筒風を観測している。)



(写真 2 - 1)
新設気象観測設備の現在状況①
(周辺監視区域外の 1F 構外駐車場
西側ランニングコース内に設置。)



(写真 2 - 2)
新設気象観測設備の現在状況②
(気象観測設備のデータ収集建屋が
あり、機器類保管場所も確保)

- 5 プラント関連パラメータ確認
各パラメータに異常な値は確認されなかった。